

## 一、ゼロ・コロナ政策の解除と日中間往来の正常化

2022年12月、中国政府は、2020年初頭から3年弱の間続いたゼロ・コロナ政策を、事実上撤廃しました。同政策は、中国で事業を展開する多国籍企業にとって、グループ内の事業活動、特に人的交流への大きな制約として働いた面がありました。そして、日本企業でも、その中国事業を担う現地のスタッフ及び駐在員等の日常生活及び業務に対して大きな影響がありました。

同政策の撤廃に伴い、ほぼ3年の間、事実上制限されてきた日中間の往来が正常化していくことが期待されます。多国籍企業でも、中国と外国の間の各種交流を徐々に再開させているとの報道もあります<sup>1</sup>。

ゼロ・コロナ政策が中国内で事業を展開する多国籍企業に与えた影響の一つに、コンプライアンス・内部管理のための各種施策への影響もあったとされています。例えば、本社側の監査人における往査等は、中国での厳しい隔離措置などの影響で事実上中断されてきました。さらに、中国での生活環境への大きな制約等から、西側諸国の親会社が求めるコンプライアンス実務を理解した人材の中国への派遣や採用が難しくなり、中国現地事業のコンプライアンス管理の維持に向けたリソースの確保に苦労した企業もあったようです<sup>2</sup>。

中国で事業を展開する日系企業は、3年間続いたゼロ・コロナ政策の中で比較的大きな制約を受けた分野などを手始めに、その手当を行うことを予定されていると思います。本稿では、グループ管理体制のレビューなどに向けた取組の参考とすべく、近年の日系企業の中国事業に関連して開示された不正調査の報告書を題材として課題の検討を行います。

## 二、近年の日系企業の中国事業の不正調査報告書から見える不正リスク対応の課題

ゼロ・コロナ政策の事業に与える影響は、事業や企業毎の差が大きいため、一般論にまとめることは難しいのですが、近時の不正調査報告書を読み込むと、日系企業が中国事業において察知した不正の端緒への対応が、一つの課題として浮かび上がるように思えます。

本稿では、上場日本企業の中国事業にかかる不祥事が適時開示された事例として、①2022年7月に開示されたRH社の事例<sup>3</sup>（以下、「RH社事案」といいます）、②2021年6月に開示されたO社の事案<sup>4</sup>（以下、「O社事案」といいます）、及び③2020年9月及び同年11月に開示されたRV社の事案<sup>5</sup>（以下、「RV社事案」といいます）を取り上げます。これら3つの事案では、調査対象となった行為についてはコロナ禍前から続いていたのですが、現地における調査がゼロ・コロナ政策の制約の下で実施されました。以下では、当該制約下で浮き彫りになった中国事業の不正リスク対応における調査・対応の課題を説明します。本稿は、「中国事業の不正リスク対応」における調査・対応という手続面の課題の特定と解決策の提示を主に扱っており、これら事案で調査対象となった不正行為の内容自体の分析を対象としていないことを最初にお断りいたします。

## 三、上場日本企業の中国事業における不正通報への対応：「監査における不正リスク対応基準」の重要性について

### 1. RH社事案の概要

最初にとりあげるRH社事案は、東京証券取引所プライム市場に上場するRH社が、香港及び中国（本土）において運営していた合弁会社VWPG社において生じた不正な取引の疑いにかかる調査・対応です。RH社は、数年前に台湾のWグループ（W1社）との合弁会社であるVWPG社の株式を購入し、その50.1%の議決

<sup>1</sup> <https://jp.wsj.com/articles/from-apple-to-vw-ceos-gradually-returning-to-china-after-its-reopening-56613ab9>  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230130/k10013965201000.html> 等の報道があります。

<sup>2</sup> EUROPEAN BUSINESS IN CHINA POSITION PAPER 2022/2023、35頁以下等

[https://www.europeanchamber.com.cn/en/publications-archive/1068/European\\_Business\\_in\\_China\\_Position\\_Paper\\_2022\\_2023](https://www.europeanchamber.com.cn/en/publications-archive/1068/European_Business_in_China_Position_Paper_2022_2023)

<sup>3</sup> 分析の対象となる調査・対応の経緯等の事実関係は、RH社が行っ

た下記開示を含む適時開示の内容に依拠します。

<http://xml.irpocket.com/C3156/2022/release.pdf>

<sup>4</sup> 脚注3と同様、O社が行った適時開示 <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS81864/12cff011/21b6/4920/8be0/a6a8ea86e9cf/140120210613447727.pdf> 等に依拠します。

<sup>5</sup> 脚注3と同様、RV社が行った適時開示

<https://www.rikenvitamin.jp/ir/topics/assets/pdf/20201113.pdf> 等に依拠します。

権を取得したことで、同社を連結子会社としていました。

2021年10月に、RH社は、WI社より、VWPG社に派遣されていたRH社出身の社員A氏及びその親族が関係する会社とVWPG社の間で、経済合理性がない取引が行われているとの疑いを指摘する通報を受領します。RH社は、社内調査チームを立ち上げ、一連の社内調査及び外部の中国法律事務所による調査等の対応を実施しました。そして、最初の通報から約8ヶ月が経過した後、2022年6月に、さらに特別調査委員会を立ち上げて本格的な調査を実施することとしました。特別調査委員会による調査に2ヶ月近くの間が必要となったことなどから、同社は、本来の提出期限より約1ヶ月遅れた同年7月末に、2022年3月期の有価証券報告書を提出することになりました。不正リスクへの対応における課題としては、これら一連の対応の中で、どのような要因で一つの通報に対応する調査が複数回実施されることとなり、有価証券報告書の提出の遅れにつながったのが重要であると考えます。

この点について、同社が開示した調査報告書（以下、「RH社報告書」といいます）<sup>6</sup>によれば、RH社の経理担当役員らが、「監査における不正リスク対応基準」に関する理解不足のためにそれが決算に影響する不正とは考えず、監査意見の形成のために慎重な調査が行われることを想定しないまま、そのグループ・コンプライアンス規定からも逸脱して一部役職員が調査を進めてしまったこと、さらにRH社グループ内における適切な情報共有・連携が行われなかったことなどから、決算タイミングで監査等委員会と会計監査人への共有が遅れ、有価証券報告書の提出遅延及び定時株主総会を継続会とすることを招いたと指摘されています<sup>7</sup>。

## 2. 「監査における不正リスク対応基準」

本事案の社内調査担当者等による「理解が足りない」と指摘された「監査における不正リスク対応基準」（以下、「不正リスク対応基準」といいます）は、2013年3月13日に企業会計審議会が制定したものです<sup>8</sup>。この基準は、内部通報などを通じて、不正会計の疑いを示唆する情報を覚知したときの監査人の対応を定める基準です。数年前より、経営法友会や監査役協会が啓蒙活動をはかっています。上場企業では、不正リスク対応基準及び日本取引所自主規制法人が公表した「上場企業における不祥事予防のプリンシプル」<sup>9</sup>等を踏まえ、不祥事の早期発見とそ

の迅速な対応がいかに重要かを理解しておく必要があります。機敏な対応の準備を整えておく必要性については、商事法務に「不正の芽の察知と機敏な対応の必要性」と題する分かり易い記事が掲載されていますので、それを参考とされることをお勧めします<sup>10</sup>。以下では、不正リスク対応基準の概要と、中国事業で不正行為の端緒又は不正行為の兆候が見つかった場合の対応の課題を中心として説明します。

不正リスク対応基準は、「監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、経営者に質問し説明を求めると共に、追加的な監査手続を実施しなければならない」との規定を置きます（同基準第二の10）。さらに、「監査人は、識別した不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと判断した場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして扱わなければならない」（同基準第二の11）との規定が続きます。

同基準によれば、上場企業が通報等を通じて「重要な虚偽の表示を示唆する状況」に該当する状況を察知した場合には、直ちに当該不正行為の存否及びそれに類似する事案の存否を網羅的に調査し、会計監査人が「重要な虚偽の表示の疑義」がないという心証を有するに足る説明を提供する必要があります。

同基準にいう、「不正による重要な虚偽の表示」は、不正の結果として、意図するもの、意図しないものを含め、有価証券報告書の記載が虚偽となるものです。例えば、連結子会社である中国現地法人において、架空取引や実在しない取引が記載されてしまったケースなどが典型です。

「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」の具体的な例や基準は、同基準の付録で説明されています。付録2には、企業の通常の取引過程から外れた重要な取引で、企業が関与する事業上の合理性が不明確な取引などが例示されています。当該記載に鑑みると、RH社事案においても、RH社から派遣されていたA氏及びその親族が関係する企業とVWPG社間の取引について、経済的合理性がないとの指摘があったことから、会計監査人は、「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」に該当する可能性があるかと判断したのではないかと推測されます。

<sup>9</sup> <https://www.jpex.co.jp/regulation/listing/preventive-principles/index.html>

<sup>10</sup> 杉山忠昭「不正の芽の察知と機敏な対応の必要性-『上場会社における不祥事予防のプリンシプル』原則4-」商事法務2203号（2019年7月5日）

<sup>7</sup>RH社報告書57頁及び59-62頁

<sup>8</sup> 企業会計審議会監査部会「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について」  
[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyoutosin/20130314.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutosin/20130314.html)

その場合には、企業は、連結財務諸表に「重要な虚偽の表示の疑義」がないことを会計監査人に納得してもらうことが必要になります。一般的には、疑いが示唆された不正がないことに加え、それと類似の不正行為もないことを確認する必要があります。そのため、例えば一定の範囲で、その取引先等に、自社の従業員や、その親族の株主・役員がいないかをしらみつぶしに確認する、といった一見、不毛な作業を行うことが必要となることもあります。

このように、企業は、「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」に該当する可能性のある端緒や事実を認識したら、機敏に対処し、初動調査を迅速に実施する必要があります。万が一、財務諸表等の正確性に懸念を及ぼす不正の可能性を認識した場合には、連結財務諸表等への影響度合を含めて、会計監査人と早い段階で確認をして、調査の範囲を判断する必要があります。そのプロセスでは、不正リスク対応基準の第二の17の「不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合には、速やかに監査役等に報告するとともに、・・・必要となる監査手続の種類、時期及び範囲についても協議しなければならない」との規定の存在にも留意する必要があります。

### 3. 中国事案における初動対応の難しさ

RH社事案においては、なぜ会計監査人が当初の社内調査結果では足りないと考え、特別調査委員会による再度の調査が必要とされ、有価証券報告書の提出遅延等につながってしまったのか、RH社報告書から全てが分かるわけではありませんが、時系列に沿って考えてみます。

RH社は、2021年12月25日には、WI社が調査を実施した報告書（WI社報告書）を受領していました。当該WI社報告書は、A氏によるコンプライアンス違反の内容を指摘するとともに、VWPGの逸失利益として25億円前後を認定していました。RH社では、同報告書受領後の2022年1月に、同事案の事実調査等に継続的に対応するため、社内調査チームが発足しました。当該チームは、RH社のコンプライアンス部門、海外管理部門等のメンバーで構成され、2022年1月-5月に、外部の中国法律事務所等に一連の調査・交渉を委任し、その調査を実施したようです。

社内調査チームは、調査の経緯及び中間報告結果を、同年1月にはRH社のCEOや経理部長にも伝えていました。同年2月25日頃には、同社の監査等委員会に対しても当該事実が共有されていたようです。

一方で、RH社の経理部長は、調査初期の段階において会計監

査人（監査法人）に当該事実を伝えるとかわって混乱が生じると考え、調査結果がある程度出る同年5月20日までは、会計監査人に本件取引にかかる疑義等の情報を共有せず、監査意見を出すために必要な情報も伝達していなかったということのようです<sup>11</sup>。

同年5月20日以降に、RH社から説明を受けて本事案を知るに至った会計監査人は、本件取引について「事実確認が十分ではなく・・・取引の根拠も明確ではなく（く）、件外調査の網羅性（も不足する）」という理由で、予定されていたスケジュール通りに監査意見の表明をすることは難しいとの見込を伝えました<sup>12</sup>。この過程では、前述2. の不正リスク対応基準の規範に基づいて「経営者に質問し説明を求め」るプロセス及び（仮に疑義があれば）「追加的な監査手続」が実施された（同基準第二の10以下等）のではないかと推測されます。それまでに実施された中国法律事務所等による調査結果及びRH社が実施した社内調査報告の中で示された証拠と事実認定の要旨については、RH社報告書の中に開示されています<sup>13</sup>。しかし、会計監査人は、それら報告中で示された証拠と説明では、当該疑義の存否を確認する必要があると考えた対象取引の根拠（経済的な合理性）を認めるに足りなかったか、又は同類の不正行為が行われていないとの心証を有するために必要な件外調査が行われていなかったのではないかと想像されます。

この点、RH社が同年6月6日に設置を決定した特別調査委員会の委員として、大手監査法人グループに属する公認会計士らの有識者を委員としたこと等は、会計監査人が監査意見を表明するために必要な監査手続について、会計士目線でどこまで調査を行うかを一致させるために必要と考えたのではないかと想像されます。なお、RH社により設置された特別調査委員会は、同年7月末までに、WI社らによって疑惑が指摘された5種類の取引全てについて、不合理な取引とまではいえないと認定しました<sup>14</sup>。その調査が、特別調査委員会の設立から2ヶ月以内に完了したことからすると、もう少し早くに網羅的な調査が開始されていれば、このような大事にならなかったのではないかと考えられます。

### 4. 中国事業における不正リスク対応：初動的調査における留意点と平時の準備

RH社事案のように、内部通報などをきっかけに、不正の兆候を察知した後に実施する初動的調査では、不正の基本的な事実関係の特定に基づいて、不正の広がりを予見することになりま

<sup>11</sup> RH 社報告書 24 頁

<sup>12</sup> 同 27 頁

<sup>13</sup> 同 25-32 頁

<sup>14</sup> 同 48 頁及び 66 頁等

す。初期的調査は、迅速性が求められる一方で、不正に関与した疑いがある役職員による証拠隠滅や口裏合わせを防ぐため、調査においても情報隔離をしながら実施するのが通常です。

この点、対象業務を知る要員の人数が限られる中国事業の不正調査では、上記の要請を満たしながら迅速な調査を実施するには課題が多く、二つの要請をどのようにバランスをとるかに悩むことが多くあります。

さらに、仮に不正会計や財務諸表に「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況」が存在するリスクが判明した場合でも、その全体像を初動対応の時点で見通すことは困難です。特に事実関係が複雑で、法律上や会計上の問題を多く含むケースではより困難です。最終的には、外部専門家を入れた調査が必要になることも多くあります。一般的に、中国事業においては、事業環境の違いなどもあって、従業員によるキックバック等、利益相反が伴う不正な取引のリスクが探知される可能性が日本における事業等に比べると相対的に高く感じられることがあります。一方で、事案の端緒によっては、当該不正リスクが財務諸表の正確性に重要な影響を与える可能性を否定できないこともあります。

RH社報告書でも、当初の社内調査チーム等において①不正リスク対応基準に関する理解不足のために決算に影響する不正とは考えなかったこと、及び②RH社グループ内における適切な情報共有・連携が行われなかったこと、の二点が指摘されています。W1社報告書では25億円という小さくない逸失利益の額が認定されていましたが、当初の社内調査チームはW1社からの通報

を「中国ではよくあること」として見通しを誤ってしまったのかもしれませんが。さらに、それに引き続いて当該通報情報を共有すべき関係者の範囲を不合理に狭くしてしまった可能性もあります。

また、中国の取引では、証拠が外国語のことが多く、事実認定に言語の壁がある上に、経済合理性の判断に必要な日本における経験則などが当てはまるとは限らないため、疑義が存在しないとの心証を会計監査人にも持ってもらうことを含むあらゆる説明に、日本国内案件よりも手間がかかると感じます。

このような困難を考えると、中国事業の管理部門としては、平時からその事業内容の特性及び不正リスク等について、会計監査人や監査役等と認識を共有しておくことが有用かもしれません。そのような情報交換をしておけば、万が一の場合にも、財務諸表の正確性に懸念を及ぼす可能性についても会計監査人と合理的なスケジュールの中で認識をあわせることがしやすくなり、調査範囲の確認等にかかる時間を節約できる可能性があります。その一方で、中国事業の不正リスク対応の初動段階から、発見された不正の兆候にかかる状況を必要な範囲で会計監査人等に共有し、その影響及び調査範囲等の目線あわせまでを早急にすべきではないかと考えます。

O社事案及びRV社事案の分析を含む、不正リスクが探知された場合に備えるための平時の準備については、次回以降に掲載します。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： [info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。